

総務建設常任委員会

平成30年12月14日

葛城市議会

総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 平成30年12月14日（金） 午前9時30分 開会
午後0時05分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	増田順弘
副委員長	松林謙司
委員	杉本訓規
〃	梨本洪珪
〃	岡本吉司
〃	吉村優子
〃	下村正樹

欠席した委員 委員 西井 覚

4. 委員以外の出席議員

議長	藤井本 浩
議員	谷原 一安
〃	内野悦子
〃	川村優子

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦
副市長	松山善之
企画部長	飯島要介
企画政策課長	高垣倫浩
〃 補佐	吉田和裕
人事課長	前村芳安
〃 補佐	中井智恵
総務部長	吉村雅央
総務財政課長	内蔵 清
〃 補佐	中 文子
〃 補佐	堀川雅樹
〃 補佐	西川 修
管財課長	早田幸介

〃	補佐	木 下 雅 敏
税務課長		米 田 匡 勝
〃	補佐	椿 本 真 司
〃	補佐	森 本 欣 樹
収納促進課長		和 田 善 弘
〃	補佐	松 本 育 子
生活安全課長		竹 本 淳 逸
〃	補佐	村 田 真 也
産業観光部長		池 原 博 文
農林課長		芝 浩 文
〃	補佐	福 井 章 子
商工観光課長		吉 田 賢 二
都市整備部長		増 井 良 之
建設課長		松 本 秀 樹
都市計画課長		安 川 博 敏
保健福祉部長		巽 重 人
〃	理事	中 井 浩 子
こども・若者		
サポートセンター所長		川 崎 圭 三
会計管理者		門 口 昌 義

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中 井 孝 明
書 記	吉 村 浩 尚
〃	高 松 和 弘
〃	山 岡 晋

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第57号 葛城市行政組織条例の一部を改正することについて

議第58号 葛城市議会議員及び葛城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正することについて

議第59号 葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて

議第60号 葛城市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて

議第61号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて

議第62号 葛城市税条例の一部を改正することについて

議第63号 平成30年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決について

調 査 案 件（所管事項の調査）

- （１）尺土駅前周辺整備事業に関する事項について
- （２）国鉄・坊城線整備事業に関する事項について
- （３）行財政改革に関する事項について
- （４）公共バスの運行について

開 会 午前9時30分

増田委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

皆さん、改めまして、おはようございます。早朝よりご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。本格的な冬の時期になってまいりました。早くからは暖かい冬というふうな状況でございましたけど、本格的な12月らしく寒い日が続いております。体調等に十分ご配慮賜りまして、本委員会、スムーズな進行を図れますように、ご協力よろしくお願い申し上げます。

それでは、委員外議員の出席のご紹介をさせていただきます。川村議員、内野議員、谷原議員、3名でございます。

それでは、発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名いたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立をいただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願い申し上げます。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

初めに、議第57号、葛城市行政組織条例の一部を改正することについてを議題といたします。本案につき、提案者の内容説明を求めます。

飯島企画部長。

飯島企画部長 おはようございます。企画部の飯島でございます。

それでは、議第57号、葛城市行政組織条例の一部を改正する条例について、改正理由及び主な改正内容について説明申し上げます。

初めに、改正理由でございます。日本社会全体として少子高齢化が進み、人口減少が始まり、若者の労働力が希少化していく中で、困り事を抱えた子ども、若者やその保護者を総合的に支援し、保育、地域の子育て支援の充実を図り、子どもと子育て社会を社会全体で支援する環境の整備が必要になってきてございます。

平成28年4月に設置された、こども・若者サポートセンターは、妊娠・出産から子育て・就学・就労及び社会的自立までの総合的な相談業務を行い、切れ目のない支援をしていく体制を築いておりますが、多様化する保育ニーズへの対応と子育て環境を充実させるために、子どもが健やかに成長できる環境とあわせて、子育て世代、若年世代の悩みに寄り添うための環境整備が求められているところでございます。以上の理由から、保健福祉部の事務所掌のうち児童福祉、具体的には、児童手当、保育所、学童保育等が該当いたしますが、それに係るもの及び子ども・若者支援に係るものを分離いたしまして、新たにこども未来創造部を設置いたしまして、当該部にこれらの事務所掌を割り当てることで、子ども、若者に係る総合的な支援に注力させるものでございます。

続いて、主な改正内容でございます。お手元の新旧対照表の1ページをごらんください。

まず、第1条中、保健福祉部の次にこども未来創造部を追加するものでございます。

続きまして、新旧対照表の2ページ、3ページをごらんください。

第2条の保健福祉部の項中、第4号を削除いたしまして、第5号を第4号とし、第6号を

第5号とし、第7号を第6号とし、保健福祉部の項の次にこども未来創造部、第1号、児童福祉に関すること、第2号、子ども・若者支援に関することを加えるものでございます。

最後に、新旧対照表の4ページをごらんください。

附則でございます。附則第1項としまして、この改正条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項では、本条例の改正に伴うハネ改正といたしまして、葛城市子ども・子育て会議条例の第9条中、保健福祉部子育て福祉課をこども未来創造部に改めるものでございます。

なお、5ページ以降に、葛城市子ども・子育て会議条例に係る新旧対照表を記載しております。

なお、今回の機構改革の概要につきましては、別に用意させていただいております葛城市行政組織条例の一部改正（こども未来創造部の新設）という横紙2枚の資料をご用意させていただきました。こちらでございます。

まず、1ページ目は、こども未来創造部の新設目的及び体制図案でございます。体制図案をごらんいただければわかりますように、従前、保健福祉部に属しておりました子育て福祉課及び子ども・若者サポートセンターを同部から切り離し、新たに設置するこども未来創造部にこれらの課を割り振ることを想定しております。

なお、課の所属変更につきましては、仮に条例改正についてご承認いただいた場合、その後、葛城市事務分掌規則や葛城市事務決済規程等の改正により対応していくこととなります。

続きまして、2ページ目でございますが、こちらは子ども・若者サポートセンターの持つ全庁的総合調整機能に着目した図になります。子ども・若者サポートセンターは、要保護児童や母子生活支援施設の件であれば子育て福祉課、児童発達支援のことであれば社会福祉課、DV相談であれば人権政策課、不登校相談であれば教育委員会事務局や教育現場とそれぞれ課題に応じた連携体制をとっております。これらの課題は複合的なこともありまして、その場合は複数部署集まっての連携をとっております。仮に条例改正についてご承認いただいた場合、子ども・若者サポートセンターはこども未来創造部に移りますが、このような全庁的総合調整機能をさらに強化していくために必要な体制を築いてまいります。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 おはようございます。よろしくお願いいいたします。

こども未来創造部を新しくつくるということなんですけど、具体的にどういった利点があるのか。具体的な例を挙げて教えていただきたいです。よろしくお願いいたします。

増田委員長 飯島部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。

まず、組織機構の観点からのメリットということでございます。先ほどの説明でも申し上げましたけども、子ども、若者に注力した形の施策の部としてこども未来創造部を位置づけ

ておりますので、部が設置された後は、これらの施策についてはこのテーマについて重点的に取り組むことができるというメリットがございます。

ひとまず以上でございます。

増田委員長 ほかにございませんか。

梨本委員。

梨本委員 おはようございます。梨本です。

今回、こども未来創造部が新たにつくられるということなんですけれども、本当に葛城市の子育てに対する思いがここにも出てきていて、すばらしいなというふうに思うんですけれども、1つだけちょっと、私も初めてのこういった新設の部のことですので教えていただきたいんですが、今回、このこども未来創造部という名前なんですけれども、これはどういった決め方をされているのかということをお話をちょっと教えていただけますでしょうか。

増田委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。ご質問ありがとうございます。

実は、切れ目のない支援ということが主眼でございますが、一方では、名前につきましても、名前そのものを聞いただけでもその組織に対して希望が持てるようないい名前がないかと。昨今、子どもにつきましては、平仮名で「こども」と表現をするのが一般的でございます。これはいろんな観点からそういう配慮がなされております。それと、やはり未来につながるということで、未来という言葉も入れたいなど。最後、創造なんでございますが、やはりそういったものを一緒につくり上げていくという意味で、創造という言葉も入っているというのは一番いいんじゃないかと。

実は、県内の他の市町村のお名前もいろいろと調べさせていただきましたら、こども未来部、これは結構ございます。実は、三郷町さんがこども未来創造部という、先を越されたわけではございますが、まさに同じようなネーミングでされておりますが、やはり響きとしても、あるいは平仮名と漢字の組み合わせにいたしましても、一番私たちが目指したいものをあらわしている名前ではないかということで、いろいろと議論はしたんでございますが、こういったことに落ち着いたということでございます。

以上でございます。

増田委員長 梨本委員。

梨本委員 本当に私、これを聞いたときに、いい名前だなと思ったんです。すぐにぱっと見て、本当にどうということになっていくのか、この創造という言葉も非常に前向きでいい言葉だなというふうに感じております。ぜひ子どもたちに、本当にいい形のサポートができるような、そんな部になっていただきたいなということも込めて、本当にいい名前だということをお話をちょっと伝えたかったものですから、質問させていただきました。ありがとうございます。

増田委員長 松林副委員長。

松林副委員長 これ、新設の目的ということで、その背景には少子高齢化が進み、人口減少が始まり、若者の労働力が希少化し、子ども、子育て家庭を社会全体で支援する環境の整備が必要というこういう背景があったということ、ここにご説明があるんですけれども、むしろこれは人

口増の傾向にある方がこういう新設の目的には沿うのではないかなと、このように思うところなんですけれども、これが新設されたというこの背景は、人口減少というそういう背景を見据えてのことなんでしょうか。

増田委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。松林副委員長のご質問でございますが、これは先日の一般質問でも一部この話題にも触れておられる部分もございましたが、まずは、先ほど企画部長の説明、人口減少については、これは日本の社会全体としての方向性を申し上げているということが1点でございます。それとともに人口ビジョンについてのお尋ねもありましたので、その日にもお答えをしておりますが、我が葛城市におきましては、必ずしもその状況とイコールではないと。むしろ人口構成も、日本全体とはちょっと違う形で今進んでいるんじゃないかという現状がございます。

さらには、これは年々そのケアといいますか、いろんな目でそれぞれの気づきもふえてきたのかもしれませんが、対象となる事例はむしろふえている。これもご報告をしたとおりでございます。その中で、まずは組織は変えていきますが、それとともにやはりもともとの保健福祉部、保健福祉部長という部長の所掌する範囲、これはさまざまなことがございまして、非常に広範多岐にわたり案件も多うございます。そういった意味ではターゲットを絞りながら、子どもの部分を専門的に部長の権限と責任を持った職員がしっかりと課題を把握しながら、いろんな取り組みを進めていく。こういった体制にするのが、葛城市としてのよりよい未来に向かっての対応ではないかと。そのあたりから、こういった今回、機構の改正のご提案をお願いしているわけでございます。

以上でございます。

増田委員長 松林副委員長。

松林副委員長 ここに説明で背景として書かれているのは、日本全体の人口動態のこういう傾向性で、葛城市においてはむしろ別な増というそういう方向性、そこらの部分が反映されて、そして、子どもの子育ての部分に特化した部署を新設するという、そういうことであろうという形で認識をさせていただきました。

増田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第57号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第57号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第58号、葛城市議会議員及び葛城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉村部長。

吉村総務部長 おはようございます。総務部の吉村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程になっております議第58号、葛城市議会議員及び葛城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についての説明をさせていただきます。

本条例につきましては、公職選挙法の一部を改正する法律が平成29年6月21日に公布され、また、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が平成30年7月25日に公布され、ともに平成31年3月1日に施行されることに伴いまして、市議会議員の選挙で候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、頒布ができることとなった選挙運動のためのビラの作成につきまして、既に頒布ができる市長の選挙での選挙運動のためのビラの作成とあわせまして、法令の定める範囲で公費負担を行うため、葛城市議会議員及び葛城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、お手元に配付をいたしております新旧対照表を用いまして、順次説明をさせていただきますと思います。

まず、この表の説明でございます。左側が改正前、すなわち旧でございます。そして、右側が改正後、新となっております。赤色の文字アンダーラインの部分が改正部分といったまとめ方をさせていただいております。

それでは、まず、1ページの方をごらんいただきたいと思います。まず、第1条でございます。ここには、本条例の制定趣旨を規定しているものでございますが、公費負担する事項について列記をいたしておりますところに、今回、選挙運動用ビラの公費負担を追加するものでございます。

続いて、3ページから4ページにかけてをごらんいただきたいと思います。こちらは第6条から第8条にかけまして、今回、追加いたします選挙運動用ビラの公費負担の根拠規定ですとか、その手続等について規定するものでございます。

まず、改正後の第6条で、候補者は選挙運動用ビラの作成について、公職選挙法第142条第1項第6号の規定に基づきまして、市長の選挙の場合においては1万6,000枚、市議会議員選挙におきましては4,000枚を上限として無料で作成することができるという規定の追加でございます。

次に、改正後の7条でございますけれども、第6条の規定を適用を受けようとする場合には、候補者はそのビラの作成を業とする者との間で有償契約を締結し、その旨を選挙管理委員会に届け出することを義務づけるものでございます。

次に、第8条でございます。こちらでは、届け出のあった有償契約の相手方に対し1枚当

たりの作成単価の上限、これが7円51銭となってございますけども、この費用を各選挙における作成枚数の上限を乗じた金額を、ビラ作成事業者からの請求に基づき公費により支払うことを規定いたしておるところでございます。

続きまして、次のページに行ってください、改正後の第12条でございます。こちらは、一部無効が発生した場合の再選挙での選挙運動用ビラの公費負担の適用について、公職選挙法施行令の規定に基づきまして、その作成枚数の上限について特例を規定するもので、市長選挙においては6,500枚、市議会議員選挙においては1,600枚というふうに規定をするものでございます。

次に、附則でございますが、第1項では、本条例の施行期日を公職選挙法等の一部改正に合わせ、平成31年3月1日といたすものでございます。

附則第2項におきましては、適用区分をそれぞれ規定をいたしておるところでございます。

以上で条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

増田委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第58号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第58号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。

この後、審査をいたします議第59号から議第61号までの条例改正3議案につきましては、いずれも人事院勧告に伴う給与改定等に係る議案でございますので、本3案につきましては一括議題、一括質疑とし、討論・採決は1議案ごとに行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、そのように委員会を運営することに決定をいたしました。

それでは、議第59号から議第61号までの3議案を一括議題といたします。

本3議案につき、提案者の内容説明を求めます。

飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部の飯島でございます。

それでは、議第59号から第61号についての説明をさせていただきます。

まず、議第59号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて、改正理由及び主な改正内容について説明申し上げます。

初めに、改正理由でございます。

本年の人事院勧告におきまして、一般職の特別給について、民間給与が国家公務員給与を上回ったことから、0.05月分の引き上げが勧告されました。これを受けまして、国の特別職の期末手当を0.05月分引き上げるための特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が、第197回国会におきまして、本年11月28日に可決成立いたしましたことに準じまして、本市の議会議員の期末手当を0.05月分引き上げるため、本条例を改正するものでございます。

続いて、主な改正内容でございます。

新旧対照表の2ページをごらんください。まずは、改正条例第1条でございます。平成30年12月に支給されます期末手当の支給割合を0.05月分引き上げ、現行の1.725月分から1.775月分に改正するものでございます。

続いて、新旧対照表の3ページをごらんください。次に、改正条例第2条でございます。平成31年度以降に支給する期末手当につきまして、第1条で引き上げた0.05月分を踏まえた年間の合計の支給割合は、3.35月のまま6月期と12月にそれぞれ均等案分し、それぞれ1.675月に改正するものでございます。

附則第1項としまして、この改正条例は公布の日から施行するものとし、改正条例第2条の規定は平成31年4月1日施行とするものでございます。

附則第2項では、本年12月期末手当を引き上げるために、第1条の改正規定を本年12月1日に遡及して適用し、附則第3項では、引き上げた期末手当の額と本年12月10日に支給しました期末手当の差額を支給する規定を設けるものでございます。

続きまして、議第60号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、改正理由及び主な改正内容について説明申し上げます。

初めに、改正理由でございます。

先ほども申し上げましたとおり、平成30年の人事院勧告におきまして、一般職の特別給について民間給与が国家公務員給与を上回ったことから、0.05月分の引き上げが勧告されました。これを受けまして、国の特別職の期末手当を0.05月分引き上げるための特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が、第197回国会におきまして、本年11月28日に可決成立いたしましたことに準じまして、本市の常勤の特別職の期末手当を0.05月分引き上げるため、本条例を改正するものでございます。

続きまして、主な改正内容でございます。

新旧対照表の2ページをごらんください。まずは、改正条例第1条でございます。先ほど

市議会議員の分で申し上げたのと同様になりますが、平成30年12月に支給されます期末手当の支給割合を0.05月分引き上げ、現行の1.725月分から1.775月分に改正するものでございます。

続いて、新旧対照表の3ページをごらんください。次に、改正条例第2条でございます。こちら先ほど市議会議員の分で申し上げたのと同様になりますが、平成31年度以降に支給する期末手当につきまして、第1条で引き上げた0.05月分を踏まえた年間の合計の支給割合は、3.35月のまま6月期と12月期にそれぞれ均等案分し、それぞれ1.675月に改正するものでございます。

附則第1項としまして、この改正条例は公布の日から施行するものとし、改正条例第2条の規定は、平成31年4月1日施行とするものでございます。

附則第2項では、本年12月期末手当を引き上げるために、第1条の改正規定を本年12月1日に遡及して適用し、附則第3項では、引き上げた期末手当の額と本年12月10日に支給しました期末手当との差額を支給する規定を設けるものでございます。

最後に、議第61号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、改正理由及び主な改正内容について説明申し上げます。

初めに、改正理由でございます。

平成30年の人事院勧告、及び、これを受けて第197回国会におきまして、11月28日に可決成立いたしました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に準じた改正を行うものでございます。

平成30年の人事院勧告におきましては、国家公務員給与と民間給与との比較におきまして、月例給は民間給与が0.16%上回り、特別給につきましても民間給与の方が上回ったことから、月例給につきましては平均改定率0.2%の増額改定、特別給につきましては0.05月分の引き上げが勧告されました。また、宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改正を行うこととされました。

続いて、主な改正内容でございます。

新旧対照表の12ページをごらんください。まずは、改正条例第1条でございます。初めに、本則第14条第1項の改正でございます。宿日直手当の勤務1回に係る支給額の限度を4,200円から4,400円とするものでございます。

次に、本則第14条第2項の改正でございます。常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員に対する宿日直手当として、勤務1カ月につき支給額の限度を2万1,000円から2万2,000円とするものでございます。

続きまして、新旧対照表の17ページをごらんください。次に、本則第16条第2項の改正でございます。平成30年12月に支給いたしました勤勉手当の支給割合を、0.05月分引き上げ0.95月分、再任用職員にあっては、0.05月分引き上げ0.475月分とするものでございます。

続きまして、新旧対照表の21ページをごらんください。次に、別表第1の改正でございます。官民較差を埋めるために、給与表を平均0.2%の増額改定を行うものでございます。

続きまして、新旧対照表の26ページをごらんください。次に、改正条例第2条でございま

す。まず、本則第15条第2項の改正でございます。6月及び12月に支給される一般職職員の期末手当の支給割合につきまして、年間の合計の支給割合は2.6月のまま、各月の合計の支給割合は引き上げることなく6月期と12月期にそれぞれ均等案分し、それぞれ1.3月分とするものでございます。

次に、本則第15条第3項の改正でございます。6月及び12月に支給される再任用職員の期末手当の支給割合につきまして、年間の合計支給割合は1.45月のまま、各月の合計の支給割合は引き上げることなく6月期と12月期にそれぞれ均等案分し、それぞれ0.725月分とするものでございます。

続きまして、新旧対照表の27ページをごらんください。次に、本則第16条第2項の改正でございます。平成31年度以降に支給する勤勉手当につきまして、第1条で引き上げた0.05月分を6月期と12月期、それぞれ0.025月分に分けまして、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ0.925月分、再任用職員にあってはそれぞれ0.45月分とするものでございます。

続いて、新旧対照表の28ページをごらんください。最後に附則でございます。附則第1項としまして、この改正条例は公布の日から施行するものとし、改正条例第2条の規定は平成31年4月1日施行とするものです。

附則第2項では、改正条例第1項の改正規定のうち、宿日直手当及び給与表の改正規定は、平成30年4月1日から、勤勉手当の改正規定は平成30年12月1日から適用するものでございます。

附則第3項では、さかのぼって引き上げます給与と既に支給していますそれらとの差額を支給する規定を設けるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いました本3議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 人事院勧告ということで、民間との比較なんですけども、どういったところが民間の対象なのか教えていただきたいです。よろしくお願いいたします。

増田委員長 飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部の飯島でございます。

この民間比較というのは人事院の方で行われているものでございますけれども、私の記憶の範囲でございますと、中小企業も含めた水準であると認識しております。

以上でございます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 大体50人以上の企業というふうに、前、お聞きしたんですけども、奈良県なり葛城市に対象となる企業ってどれぐらいあるんかお聞きしたいんですけど、わからないですかね。

増田委員長 飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部の飯島でございます。

今ご提示のご質問については、ちょっと今、手元に情報がございません。

杉本委員 わかりました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論・採決に入りますが、討論・採決は1議案ごとに行います。

まず、議第59号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 人事院勧告なんですけども、私がちょっといろいろ調べたところ、民間と言っても、国から見れば景気が上がっているという判断だと思うんですけど、やっぱり奈良県、葛城市においては、50人以上の企業というのは2.5%ぐらいとお聞きしてまして、やっぱり上のところを判断として給与、賞与、報酬等を上げるのは反対させていただきます。

増田委員長 ほかにありませんか。

梨本委員。

梨本委員 私は議第59号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の条例改正は、国家公務員に対する人事院勧告に基づき、議員報酬についてもその適用を準用して、議員の期末手当を0.05カ月分引き上げるというものでございます。我々議員がいただいている議員報酬は県下12市の中では11番目に低く、また政務活動費も支給されておられません。この議員報酬は、市民の暮らしを守り、議員の職責を果たすための必要最低限額であると認識しておりますので、私は今回の改正に賛成させていただきます。

増田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないので、討論を終結いたします。

これより議第59号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

増田委員長 起立多数であります。よって、議第59号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議第60号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 先ほども申しましたが、民間の方々から給料が上がったとか、そういう声も聞きますので、やっぱり景気が上がっていると思えませんので、賞与ほかのことに關しては反対の

立場で討論させていただきます。

増田委員長 ほかに討論はありませんか。

梨本委員。

梨本委員 議第60号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、私は賛成の立場で討論させていただきます。

この条例改正については、先ほど可決となりました市議会議員の議員報酬の条例改正と同様に、人事院勧告に基づき特別職の期末手当についても0.05カ月分を引き上げるというものでございます。

ただ、特別職におかれましては、これまでの間、身を切る改革として、市長は50%、副市長は15%の給与を減額されておられます。そのため、期末手当の引き上げとは言うものの、支給される額は減額後の給与額を基礎に算出されたものとなり、必要最小限の引き上げに抑えたものとなっております。今後におきましても、公約どおり行財政改革を推進していただきながら、市民第一の姿勢で市民サービスの向上に邁進されますことを期待いたしまして、本議案に対する私の賛成討論とさせていただきます。

以上です。

増田委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第60号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

増田委員長 起立多数であります。よって、議第60号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議第61号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 先ほども申し上げましたけども、まだまだ葛城市が景気よくなっているというふうにも聞けませんし、上位の民間との比較によって公務員の給与を上げることは反対の討論とさせていただきます。

以上です。

増田委員長 ほかに討論はありませんか。

梨本委員。

梨本委員 議第61号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、賛成の立場で討論いたします。

今回の条例改正については、国家公務員に対する人事院勧告に基づき、葛城市の一般職員の給与等についてもその適用を準用して給料表を平均0.2%引き上げ、勤勉手当については0.05カ月分を引き上げるというものでございます。職員の給与は、家族の生活を支える生活

給であります。広報12月号では、葛城市の平成29年のラスパイレス指数は94.2と掲載されており、私が調べたところでは12市の中で最下位でございます。給与水準が今のままでは、優秀な人材の確保や職員のモチベーションの低下をもたらすのではないかと危惧するところでもございます。

今回の条例改正は当然のこととして、早期にラスパイレス指数の改善にも取り組んでいただくことを求めまして、私の賛成討論とさせていただきます。

増田委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第61号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

増田委員長 起立多数であります。よって、議第61号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第62号、葛城市税条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。どうぞよろしく願いいたします。

ただいま上程になっております議第62号、葛城市税条例の一部を改正することについての説明をさせていただきます。

今回の本条例の改正につきましては、地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。改正内容につきましては、個人の市民税に係る改正でございます。

それでは、お手元に配付をいたしております新旧対照表を用いましてご説明をさせていただきますと思います。この表の記載の仕方、まとめ方といったものは、先ほど説明をさせていただいたとおりでございます。

それでは、まず最初に、1ページから2ページにかけてでございます。

葛城市税条例第24条の第2項でございます。個人の市民税の非課税の範囲について規定をしている条でございます。こちらは配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しによる政令改正に合わせて改正を行ったところでございます。個人の市民税均等割を課さないこととできる範囲につきまして一定の計算式により非課税範囲を定めておりますが、その計算上、引用いたしております用語、控除対象配偶者という用語が同一生計配偶者という用語に変更されたことに伴い、改正するものでございます。従前の控除対象配偶者といいますのは、配偶者の合計所得金額が38万円以下であれば、配偶者控除を受けようとするものの合計所得金額に制限なく控除が受けられていたわけでございますけれども、改正後は、同様の場合は、同一生計配偶者と定義変更するもので、そのうち、配偶者控除が受けられる場合として、配偶者の合計所得金額に変更はございませんが、配偶者控除を受けようとする側のものの合計所得金額が1,000万円以下に限定されることとなります。そういった改正に伴う規定の整備でござ

います。

次に、ちょっと飛びますが、新旧対照表の第36条の2となりますので、10ページをごらんいただきたいと思います。

こちらは市民税の申告についての規定をしている条でございます。ここでは、年金所得者に係ります配偶者特別控除の申告要件の見直しに係りまして法律改正が行われており、その改正に合わせて改正をするものでございまして、公的年金以外の所得を有しなかったものが源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要としたものでございます。従前までは、年金機構等からの紹介はがきで控除対象配偶者の有無のみが記載することになってございました。それが今後は、配偶者控除及び配偶者特別控除欄に必要事項を記載すれば、確定申告をしなくてもその控除が受けられるように変更されるものでございます。

次に、附則の第17条の2というところになります。新旧対照表で申し上げますと、最後の方になります。34ページをごらんください。

こちらは、優良宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例についての規定でございます。こちらは租税特別措置法の改正におきまして、大規模な住宅地等、造成事業の施工区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例が廃止、条文が削除されたこと等によりまして、本条例で引用いたしております条項に条ずれが生ずることから改正をするものでございます。

なお、葛城市におきまして、この例はございません。

それから、附則でございますが、第1条でこの条例の施行期日を平成31年1月1日からという規定をさせていただき、第2条におきましてはその経過措置を規定いたしましたところでございます。

以上で、簡単ではございますけども、葛城市税条例の一部を改正することにつきまして、説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

増田委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第62号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第62号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第63号、平成30年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決についてを議題といたします。なお、議案につきましては、分割付託をされておりますので、本委員会の関係部分につき、提案者の内容説明を求めます。

吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程になっております議第63号、平成30年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の説明を申し上げたいと思います。

まず初めに、補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

平成30年度葛城市一般会計補正予算（第5号）でございます。まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,947万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151億4,727万1,000円といたすものでございます。なお、本補正予算につきましては分割付託されておりますので、当常任委員会に付託されております関係部分につきましてご説明を申し上げたいと思います。

補正予算書の10ページをお開きいただきたいと思います。まず初めに、歳出の事項別明細書によりご説明をさせていただきます。1款議会費、1項議会費、1目議会費でございます。補正額は60万6,000円の追加でございます。全て人件費の補正でございます。

続きまして、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。補正額は1,777万2,000円の追加で、人件費の追加及び庁舎全体に係ります郵便料金の補正でございます。

次に、11ページの3目会計管理費では、日々雇用職員の時間外勤務の増加による13万円の追加に係る補正でございます。

続く8目自治振興費でございます。補正額が150万円の追加で、街灯等整備事業補助金に係る補正でございます。

続く9目企画費でございます。補正額が500万円の追加で、人口ビジョン等見直し業務委託料に関する経費の補正でございます。

次に、2款総務費、2項徴税费、1目税務総務費でございます。補正額が543万2,000円の減額で、人件費の補正でございます。

次に、12ページでございます。2目賦課徴収費では164万4,000円の追加で、地方税共通納税システム改修に要する経費でございます。

続く3目過年度支出金では、300万円の追加で、確定申告等による過年度分還付の増による補正でございます。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費でございます。補正額が945万4,000円の追加でございますが、当委員会の所管に係ります部分の補正額は896万8,000円の追加でございます。人件費の追加でございます。

次に、13ページでございます。

2 款総務費、4 項人権啓発費、1 目人権啓発費でございますが、補正額が411万4,000円の追加で、人件費の補正になってございます。

次に、2 款総務費、5 項選挙費、3 目知事及び県議会議員選挙費でございます。補正額が1,124万4,000円の追加で、平成31年4月7日執行の知事及び県議会議員選挙に要する経費のうち、平成30年度に執行すべき部分でございます。

次に、14ページをごらんいただきたいと思います。

14ページ、2 款総務費、6 項統計調査費、2 目基幹統計費でございます。補正額が5万1,000円の減額で、人件費の補正でございます。

次に、3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費でございます。補正額が2,402万1,000円の追加でございます。この中で当委員会の所管に係る部分といたしまして、人件費に係る補正額で、1,416万7,000円の追加でございます。

次に、15ページをごらんいただきたいと思います。

7 目いきいきセンター管理運営費でございます。補正額が17万5,000円の追加で、人件費に係る補正でございます。

次、16ページでございます。3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費でございます。補正額が2,236万1,000円の追加でございますが、当委員会の所管に係る部分といたしまして、人件費に係る補正額で26万9,000円の追加でございます。

次に、3 目保育所費でございます。人件費に係る補正で、1,316万1,000円の減額となっております。

次に、17ページ、4 目の児童館費でございます。補正額が115万3,000円の減額で、人件費に係る補正でございます。

次に、6 目地域子育て支援センター事業費でございますが、人件費に係る補正で461万2,000円の減額となっております。

次に、18ページをごらんいただきたいと思います。7 目子ども・若者サポートセンター事業費でございます。補正額が907万2,000円の減額でございますが、人件費に係る補正となっております。

次、3 款民生費、3 項国民年金事務取扱費、1 目国民年金事務取扱費でございます。こちらも人件費に係る補正で、354万7,000円の減額でございます。

次、19ページ、3 款民生費、4 項生活保護費、1 目生活保護総務費でございます。補正額が257万6,000円の減額でございますけれども、当委員会の所管に係る部分の補正額につきましては、245万9,000円の減額で人件費の補正でございます。

次に、4 款衛生費、1 項保健衛生費、6 目保健施設費でございます。補正額が142万1,000円の追加で、人件費に係る補正でございます。

次、20ページをごらんいただきたいと思います。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、7 目環境衛生費でございます。補正額が104万8,000円の追加で、人件費に係る補正でございます。

次に、4 款衛生費、2 項清掃費、1 目清掃総務費でございます。補正額が6,000円の追加

で、人件費に係る補正となっております。

次に、21ページの4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費でございます。補正額が4万9,000円の減額で、こちらも人件費に係る補正でございます。

次が、5款農林商工費、1項農業費、2目農業総務費でございます。補正額が574万5,000円の減額で、人件費に係るものとなっております。

次に、22ページの5款農林商工費、1項農業費、3目農業振興費でございます、補正額が311万9,000円の減額で、経営体育成交付金事業補助金の事業確定に係る補正でございます。

次に、6目農地費でございます。補正額が5万9,000円の追加で、人件費に係る補正となっております。

それから、10目団体営土地改良事業費でございますが、補正額が5万7,000円の追加で、こちらも人件費に係る補正でございます。

次、23ページをごらんいただきたいと思えます。

5款農林商工費、3項商工費、1目商工振興費でございます。補正額が469万5,000円の追加で、人件費に係る補正となっております。

2目観光費でございますが、補正額が118万6,000円の減額となっております、こちらも人件費の補正でございます。

次に、3目相撲館費でございます。補正額が6万1,000円の追加で、こちらも人件費に係る補正となっております。

次に、24ページをごらんいただきたいと思えます。

6款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費でございます。補正額が105万2,000円の追加で、人件費に係る補正となっております。

次に、2項道路橋りょう費、3目尺土駅前周辺整備事業費でございます。補正額が107万円の追加で、こちらも人件費に係る補正となっております。

次に、25ページをごらんいただきたいと思えます。

こちらの4目国鉄・坊城線整備事業費でございます。補正額が563万5,000円の追加で、こちらも人件費に係る補正でございます。

次、6款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費でございます。補正額が1,312万1,000円の減額で、人件費に係る補正となっております。

それから、次に、26ページをごらんいただきたいと思えます。

4目の吸収源対策公園緑地事業費でございます。補正額が5万8,000円の追加で、人件費に係る補正でございます。

それから、次に、8款教育費、1項教育総務費、2目事務局費でございます。補正額が233万円の減額となっておりますが、そのうちの当委員会所管の部分といたしまして、325万1,000円の減額として、人件費の補正でございます。

次に、27ページをごらんいただきたいと思えます。

こちら、2項小学校費、1目学校管理費でございますが、補正額が631万2,000円の減額となっております、そのうちの人件費分といたしまして、808万5,000円の減額補正を行う

ものでございます。

次に、3項中学校費、1目学校管理費でございます。補正額が320万1,000円の減額で、そのうち人件費分といたしまして、444万2,000円の減額補正でございます。

次、28ページをごらんいただきたいと思います。

8款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費でございます。補正額が1,256万9,000円の減額で、人件費に係る補正となっております。

次に、8款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費でございます。補正額が33万4,000円の減額で、人件費に係る補正でございます。

次に、29ページの4目公民館費でございます。補正額が213万6,000円の減額で、人件費に係る補正でございます。

次に、30ページをごらんいただきたいと思います。

5目コミュニティセンター管理運営費でございます。補正額が7万4,000円の減額で、人件費に係る補正でございます。

次に、6目文化会館費でございます。補正額が10万7,000円の追加で、人件費に係る補正となっております。

それから、7目図書館費でございますが、補正額が332万円の追加で、そのうち、当委員会所管の人件費部分といたしまして、282万円の追加補正となっております。

次に、31ページの8目歴史博物館費でございます。補正額が20万円の減額で、人件費に係る補正となっております。

それから、6項保健体育費、2目体育施設費でございます。補正額が2,120万円の追加で、そのうち人件費分といたしまして20万円の追加補正でございます。

続きまして、歳入に移らせていただきたいと思います。事項別明細書の8ページにお戻りいただければと思います。

14款県支出金、2項県補助金、4目農林商工費県補助金では、補正額が368万9,000円の減額で、経営体育成交付金でございます。

次に、14款県支出金、3項県委託金、1目総務費県委託金では、補正額が1,124万4,000円の追加で、先ほど歳出で申しあげました知事及び県議会議員選挙費委託金でございます。

次に、17款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金では、補正額が2,406万8,000円の減額補正となっております。

次に、9ページをごらんいただきたいと思います。

20款市債、1項市債、1目総務債では、補正額が2,190万円の追加で、合併特例債の追加補正でございます。6目災害復旧事業債では、補正額が3億5,850万円の追加で、保健体育施設災害復旧事業債で3億5,700万円、社会教育施設災害復旧事業債で150万円のそれぞれ追加でございます。

以上、本補正予算につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時33分

再 開 午前10時45分

増田委員長 質疑に入る前に、ただいま説明をいただきましたように、人件費の補正につきましては、厚生文教常任委員会の所管となる款についても、人件費ということで本委員会に一括付託されております。

委員各位におかれましては、人件費に関する質疑について、厚生文教常任委員会の所管事項に関する部分まで踏み込んだ質疑とならないよう、ご注意をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

吉村優子委員。

吉村優子委員 それではお願いします。まず、10ページの総務費の一般管理費の中の嘱託員報酬が650万円減額になっていますけど、その要因ですね。それと、7節の賃金84万6,000円の追加の内容。そして、自治振興費の中の街灯ですけれども、150万円追加になっていますけれども、街灯設置とか、LED変えるとかいろいろあるんですけど、その内容をちょっと詳しくお示しいただきたいと思います。

増田委員長 前村課長。

前村人事課長 人事課の前村です。よろしくお願いいたします。

まず最初に、10ページの報酬の650万円の減額の主な内容です。これにつきましては、嘱託員として採用を予定しておりましたところですが、職員の配置で間に合ったり、あるいは、アルバイトで充当させてもらっているところにより、嘱託員の配置が必要でなくなっている部分等でございます。

それから、次のページの11ページ、賃金の84万6,000円、臨時雇用賃金の追加分でございますが、先ほどの嘱託員報酬の減との関係で、管財課におきまして臨時雇用をお願いしている分の増でございます。

以上です。

増田委員長 早田課長。

早田管財課長 管財課の早田でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの管財課の臨時雇用賃金の増額理由でございますが、まず1点が、當麻庁舎の電話交換業務につきまして、以前から、午前9時15分から5時15分までアルバイト職員により対応をさせていただいており、出勤前と休憩時間については教育総務課に業務をお願いしておりました。しかし、4月より、教育総務課の職員数減のため対応が難しいということで、人事課と相談し、5月から毎月、朝30分超過勤務をお願いいたしました。その部分とともに、4月から管財課が新設されまして、人事異動により、県の営繕課OBの嘱託職員さんの職員数の減によりまして業務に支障を来したため、6月から週3日、入札・契約、財産管理、庁舎管理の事務補助として、アルバイト職員を1名雇用させていただいたものによるものでございます。

以上でございます。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本です。どうぞよろしく申し上げます。

ただいま吉村委員の質問の街灯等の補助金につきまして、内容につきまして、こちらは夜間における住民等の防犯対策や推進及び交通安全の確保を図るために、各大字が実施されております街灯等整備に対する経費の補助をする事業でございます。補助対象経費は街灯の新設であったり、取りかえに係る経費としておりまして、新設の場合の限度額は5万円、LED等への交換につきましては1万円を限度として、補助対象金額の2分の1を補助するものでございます。

あと、150万円の内容としましては、新設部分として32基分で費用額140万円の2分の1の70万円と、LEDの取りかえ分の80基の80万円と合わせて、150万円となっております。

以上です。

増田委員長 吉村委員。

吉村優子委員 囑託職員のは不要になったということ、よくわかりました。

管財課の分は電話交換の方ということですが、このままアルバイトのままですといかれるのかどうかも伺っておきたいと思えます。

それから、街灯ですけれども、当初予算が450万円ということで、今回、150万円の補正ということですがかなりの補正になります。LEDで各大字が変えられるのに、全部変えるんやったらあとどれぐらいかかるのかもわかりませんが、この当初予算450万円が終了した場合、大字から出てきた追加分については来年度にしてくださいと言うのか、こういった補正で対応されるのかも含めて、ちょっとお答えいただきたいと思えます。

増田委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。吉村優子委員の街灯の整備の方針についてお答えをさせていただきますと存じます。

大字の方でも2分の1の整備費をご負担をいただいて、それでも必要だというご要望の予算でございます。類似のものとしたしましては、例えば、教育委員会生涯学習課が所管をしております公民館の関係の経費もそうでございますが、基本的には、大字のご要望にお応えをしていきたいという中で、整備の方針については図っていきたく存じますが、一方では、予算には限りがございますので、ここは委員のご質問に対してでございますが、やはり状況を見ながら、財政事情も踏まえて、その都度判断をしていきたく存じます。基本的には、一定程度計画的に当初予算で必要量をしっかり見込んで計上しながら、できるだけ補正対応は避けたいとは思っておりますが、今回、いろいろご事情をお伺いしますと、非常にやはりまだまだ必要としている場所が多いということも踏まえまして、あるいは、大字の方でも、2分の1の費用をご負担なさるご用意があるということの中で、今回につきましてはこういった補正をお願いするものでございます。

今後につきましても、こういった予算の執行につきましては、こういった形の執行方針が、あるいは予算編成方針ができるだけ大字との関係性の中で、よりよいまちづくりを支援して

いけるのかということについては、引き続き、やり方については考えていきたいと存じます。
以上でございます。

増田委員長 早田課長。

早田管財課長 當麻庁舎の電話交換業務につきまして、當麻庁舎の電話交換業務をお願いしているアルバイトさんが、来年3月に3年の期限が切れます。それを契機として、新庄庁舎の方に電話交換業務を一括でお願いしたいということで、新庄庁舎の電話交換業務を委託しておる業者の方に新年度予算の見積もりをお願いいたしましたところ、管財課として考えておる金額よりも高い見積もりが出てまいりました。そういったことも踏まえまして、新年度につきましては、また新たにアルバイトさんを雇用させていただいて、対応するのがいいかなということで考えております。

以上でございます。

増田委員長 吉村委員。

吉村優子委員 電話交換の方については経費の問題もあって、アルバイトで当分ということですので、わかりました。

それと、街灯ですけれども、市民の安全面から言いまして、状況を見ながらというのも大変よくわかります。LEDが市内全各所に普及するまでは少しまだかかるのかなというふうに思いますけれども、それが終わったら落ち着くというふうに思いますけれども、安全面のことを考えて、財政面も考えてこれから対応していただきたいというふうに思います。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

梨本委員。

梨本委員 では、私の方から、2款総務費、1項総務管理費、11ページの9目企画費の13節委託料、人口ビジョン等の見直し業務委託料の500万円について、この見直しの根拠であるとか、ちょっとこの辺について説明をいただけますでしょうか。よろしくをお願いします。

増田委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくをお願いします。

この人口ビジョン等の見直し業務委託料につきましては、葛城市の人口は、合併した平成16年10月1日時点では3万5,513人であったのに対しまして、平成30年10月1日時点では3万7,427人とわずかながら増加が続いています。微増の理由としては、本市が大阪から電車で30分程度で行けるアクセス面のよさと、手ごろな住宅を取得できること、近隣市町村と比べて教育・福祉のサービスがよいなどの理由が考えられます。子育て世帯を中心に、市外からの転入が増加の要因と考えられます。

一方、国では、平成31年10月に実施される消費税10%への増税の対策として、幼児教育・保育の無償化等を進めようと検討しています。今後、この情勢によって、市内の子育て世代が共働きを始めるなどのライフスタイルの変化、更なる子育て世帯の本市への流入など、葛城市の人口動態の変化が想定されます。この人口ビジョン等見直し業務では、平成27年度に策定した葛城市人口ビジョンの見直しを行うとともに、今後、到来する幼児教育、保育環境の変化に伴い、本市子育て世代の将来動向の分析作業を進めるために予算を計上いたしましたも

のでございます。

以上、よろしく申し上げます。

増田委員長 梨本委員。

梨本委員 私の一般質問でも触れさせていただいたんですが、既に葛城市には、平成28年3月に人口ビジョンがございます。ここから大きくいろんな社会的な要因もありますし、ライフスタイルの変化もあって、今後、見直しが必要だというふうに理解しておるわけなんですけれども、今後、消費税増税に関して、そういった幼児負担もふえてくることということで、そういった中で人口ビジョンを見直していただくということに関しては、私は一定の理解はさせていただいております。

ただ、前回のビジョンは、非常に私、いいビジョンだというふうにも考えておまして、人口ビジョン、前は、私はその当時は議員でなかったものでございますから、当時はどういうふうな委託形態、今回と同じようにコンサルさんに委託されたのか、もしくは、前は独自で市の方で算出されたのであるのかということをちょっと聞かせていただけますでしょうか。

増田委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 ただいまの梨本委員の質問ですけれども、前回、策定いたしましたときには、地方創生の関係の補助金を国よりいただきまして、そのお金を使いましてコンサル業者に委託いたしましたして、人口の分析をいたしております。ちなみに、その時点での分析なんですけれども、平成23年から平成27年の住民基本台帳人口をベースといたしまして、それを補正したもので、国の長期ビジョンや特殊出生率などを勘案しながら、葛城市においてどのような人口が適正であるのかということで分析いたしましたものを策定したものでございます。

今回についても業者の方に委託して、そのような考え方をもとに見直すというものでございます。

以上です。

増田委員長 梨本委員。

梨本委員 前は地方創生の補助金でつくったということで、今回、単費ということになってくるわけなんですけれども、私、これは以前からずっと思っていることなんですけれども、やっぱりコンサルさんの費用は非常に高いなと私は思っているんですね。そこに見合うだけのやっぱり充実したものが上がってくることが本当に前提として大事だと思いますので、その辺は企画の方としっかりと打ち合わせをして、できるだけ実態をつかんだような形での反映ができるようお願いしておきたいと思います。

以上でございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林副委員長。

松林副委員長 私の方は、12ページの2目の賦課徴収費、ここの13節委託料、地方税共通納税システム改修委託料と、ここのところをちょっとご説明を、どういうふうなものかお願いします。

増田委員長 和田課長。

和田収納促進課長 収納促進課の和田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

平成30年度の税制改正大綱の中にもうたわれておりますが、来年10月からエルタックスと呼ばれております地方税の電子申告にかかわるシステムに、地方税共通納税システムが加わることとなります。このシステムは、法人税と市民税の特別徴収分につきまして、従来は各市町村から送付された納税通知書を金融機関に持参して支払うという方法から、各企業が支払うべき全ての自治体にシステムを利用して、一度に送金することが可能になることに改善されるものであります。このシステムにより電子申告された収納データを、本市の基幹システムに反映させるために、今回、補正予算を要求させていただき改修が必要となっております。

システムの稼働は10月からですが、稼働に向けたテスト環境を1月から整備するため、補正予算という形で計上いたしました。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

増田委員長 松林副委員長。

松林副委員長 今ご説明いただきまして、来年の消費税が導入される10月からということで、主にこれは法人が納める税金、これがしやすくなるということで、これでこのシステムを導入したからと言って賦課徴収率が上がるとか、別にそういうものではないんですね。

増田委員長 和田課長。

和田収納促進課長 今おっしゃっていただいておりますように、直接、収納率の向上に直結するかどうかは今のところわかりませんが、ただ、企業の方で先ほどもお伝えしましたが、金融機関に行く手間とか、納め忘れとか、そういった面では、パソコン等を使って一度に収納することが可能ということで、一定の改善を見込めるのではないかと考えております。

以上でございます。

増田委員長 松林副委員長。

松林副委員長 このシステムというのは、普通の市民の皆様が個人で利用するというそういうシステムではなくて、法人が税を納めやすくしやすくなるという、便利であるという、こういうことですね。わかりました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは、人件費についてお尋ねをしていきたいと思っております。12月の補正につきましては、主に人件費が大半であるというふうに思っております。今、この一般管理費の中で、時間外手当をずっとトータルをやってまいりました。トータルすると、約510万円ぐらいの増額になっておるということであるわけでございました。今の補正が出た中で、トータル7,500万円ほどの時間外手当になつると。ところが、一般会計、これが可決されたとしたら、9,500万円ぐらいの時間外手当に予算上なってくるというふうに思っています。今の平成30年の正規職員と言いますか、職員315人、そこへ嘱託、パート、内訳はわかりませんが、入れたら480人から500人。3万7,000人の人口で、いつも職員が多いん違うんかということでお話をしております。

その中で、時間外手当、一概には言えませんが、一般管理費468万1,000円の増額、これは非常に人数も多い。予算上、49人分の給料が一般管理で上がっている。もちろんそこに管理職もありますけども。総務の場合につきましては、人数も多い関係もありますし、これから予算編成していくということになれば、かなり時間外が必要になってくるというふうに思います。

例えば、教育委員会の事務局費の中で、給料が140万円ほど減額されて、時間外が100万円余り上がったり、これは人事異動の関係かもわかりませんが、そういうようなこと。あるいは、建設課の事業課ですね。かなり遅くまで仕事している割には、160万円ほどしか増額されていない。この建設課につきましては、皆さんがご存じのように2人が不祥事で逮捕されるというふうなこともあって、かなり職員が苦勞して時間外勤務をしているが、それを申請しないで、いわゆるサービス残業というんか、かなりやっているのではないかなというふうに思っておるわけでございます。

それから、例えば、歴史博物館、ここ、当初、時間外手当はなかった。ところが、今、61万円ほどですか、時間外が出ていると。なぜこの途中で上がってきたのかなと思ってきたら、職員が1人休んでいるというふうなことも聞きました。そんな中で、それと先ほど一般管理で出ました嘱託職員の賃金、これも一般管理だけやなし、ほかにも嘱託職員が減っている部分もあるということで、予算を組む段階で非常に難しいかもわからんけども、それから見てあまりにもパート、嘱託の予算が多く見られているんじゃないかなというふうに思っておるわけでございますのと、それから、保育所の職員、幼稚園の職員、これが今回、特に目立つというんか、いわゆる二十何人の中で2人分、あるいは3人分減額されている。どういうことで、保育士、あるいはまた幼稚園の教諭といいますか、これが少なくなっているんかというふうなことも踏まえて、一度、人事管理をされている立場の方から、時間外手当、あるいは今言いましたような保育所とか、給料の減額になっている内容について、ひとつお尋ねをしていきたいというふうに思います。

増田委員長 前村課長。

前村人事課長 人事課長の前村です。よろしくお願ひいたします。

岡本委員からいろいろとご指摘なり、ご指導いただいております件です。

まず、アルバイト、時間外等の件ですが、時間外手当がふえるのは、総称的に育児休業をとっている職員でありますとか、更にそれに加えて、部分休業申請がありましたか、また、共働きの夫婦、そして、今、全国的に言われております女性活躍の推進でありますとか、男女共同参画社会の実現、あるいは障がい者雇用の促進等、いろんな諸課題を克服しながら、市民サービスを低下させないように、また、財政状況を考えますと、そのまま職員を増という形には持っていわずに、例えば、確定申告で忙しい時期とかについては、短期のパートアルバイトをお願いしているところで、アルバイト数がふえておるといふ1つの原因かと分析しております。

それから、時間外がふえる部分につきましても、今と重なる部分があるんですが、課の中の状況で、それぞれ共働きで、きょうは子どもが6時の学童を終える時間に、男性、女性ど

ちらとも共同で働いている場合、家族の中で当番で帰らなければならないという場合、早く帰ったときには、それが時期が限られた業務につきましては、当然、できる職員にそれをお願いして負荷をかけなければならないという現状でございます。余剰的な人員は見込んでおりませんので、そういった形で、いろんな状況によって一部、偏ったりすることがありますが、一番大事なことは職員の健康管理ですので、体調不良などならないように管理職としては時間外勤務命令時には、その必要性を分析しながら、できるだけ分散して、優先順位をつけたりというところの配慮をしなければならないなと思っておるところでございます。

以上です。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 今、課長からその答弁を受けました。確かに、今言われたことはそのとおりやというふうに思います。しかし、今、課長の答弁であれば、私が今質問しているように、パート、嘱託職員が多い、減らす方法はないのですかということを知っているのに、今の答弁であつたらふやす方向になるような答弁になっている。私の言いたいのは、今いろいろと説明していただいた。育児休暇の問題、部分的な休みの問題、あるいは共働きで、例えば、奥さんがどうしても休まれへん、旦那さんが早く帰らんなんときもある。そういうときもあるけども、私の言いたいのは、職員に負荷をかけということではないですけども、今のこの人事配置から見たら、本当に人事配置は非常に難しいと思います。口で言うふうな配置はこれはできないと思いますけども、毎年、人事配置やっているわけやから、例えば、ある課で非常に仕事が重なっているとか、新しい職員が多いとか、そういうふうなことも配慮しながら、今度の4月に向けての人事配置も考えていただきたいなということを含めて、今、質問をさせてもらっておるわけでございます。

人事配置に問題があると言うたら、これは大変失礼な言い方ですけども、そういうふうなことを踏まえた配置をお願いしたい。それと、今、職員が何人病休しているのか。5、6人休んでいると思うんですね。病気で本当に休んでいるのか。心の病も病気の1つやと思いますけども、そんな中で、例えば、1つの部署の中でそういう職員がおるとしたらですよ、例えば、管理職の皆さん方が、いわゆる部長であれ、課長であり、例えば、その人に接触をして、どこに問題があるんかというようなことを本当に聞いてあげているんか。休んだらそのままほったるのか。それとも、その家に行くことによって、「いやいや、来てもうたら困るねん。誰とも会いたないねん」という人もおるやろう。そやけども、昔の言葉は汚いですけど、同じ釜の飯を食っている。同じ家族いうことであれば、もっとそういうようなこともしてあげてええんと違うんかなというふうに私は思っています。

それと、人事課の方に言うわけではありませんが、時間外手当、一般質問で出ていたように、誰が命令をするんか。課長が命令をする。課長が命令して、課長が5時半になったら帰っている。例えば、3時間残業したとかいうことを、誰が把握をしているんか。私はここにも問題があるんじゃないかなというふうに思っています。その辺もきちっと、やっぱり確認はすべきと違うんかな。その辺の考え方が甘いんと違うんかなと思っています。人事課は庁内を見回るとか、あるいは、どの課がどんだけ時間外で仕事をしているとか、その把握をし

てもらっていると私は思っています。そやから、もっとお互いに助け合いをすれば、そのようなことができれば、もう少し時間外も減ってくるのではないかな。

それと、當麻庁舎の電話交換業務は、時間内はパートさんで対応し、パートさんの出勤前や休憩時間の1時間は、今までは教育委員会をお願いしていたものが、協力してもらえなくなったので賃金が増えたというような答弁があったと思いますが、やっぱり今の時代には合わないのかわかりませんが、やはり助け合いという形がとれないものなのか、どうも職員に危機感が薄れているように感じています。全ての仕事に危機感を持って仕事をすれば時間外についても、嘱託やパート職員についても削減ができるのではないかと思います。

それと、人事評価制度、今既にされているということですが、なかなかこれも難しい問題ですが、人事評価制度、本当にうまくいっているのかどうかということもあわせてお聞きしたいというふうに思います。

増田委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。岡本委員のご質問にお答えをしたいと思います。

職員数につきましては、岡本委員におかれましては、以前よりいろんなご意見を賜っているということをご認識しております。どちらかという、一貫して人数が多いのではないかと、このお問い合わせであったかと思いますが、本日お述べのご意見を聞いておりますと、ちょっとどちらで答えたらいいのかなというふうなのはございますが、私、一貫して申しておりましたように、決して多いとは思っておりません。その中で、これも以前から申しているわけですが、職員それぞれの、いわゆる仕事に対する成果のアウトプットの部分、それは職員の資質とか心構えとか、勉強を熱心に行っているかしていないかとか、そういったこともございますが、一方では、経験年数とか、そういったものも加味した中で、それは一人一人変わってくるものでございます。

しかしながら、各職員の主観的な負担感においては、それをできるだけそれぞれの持てる力を均等にそれぞれの各職員が発揮していただけるような組織のあり方、これが望ましいのではないかと考えているところでございます。

そして、これも委員からご指摘、ご教示のとおりでございますが、そういったことを管理していくのが課長であり、部長であり、それが組織の管理職のマネジメントであると心得ております。

したがって、時間外勤務におきましても、可能な限り、実務上、突発的に緊急的に事後的な対応が起こったりすることもございますので、100%実施できるかどうかというのは、これは難しい面も実務上はございますが、基本的には、事前にきちっと業務の進捗なり各職員の負担感を把握しながら、時間外勤務においても事前命令という形で、きちっと徹底をしながら、いわゆる職員間、あるいは、場合によったら、例えば、時期が決まっている選挙があるとか、こういったときには部内で課を越えた応援体制も含めたいろんな形の調整は、まさに管理職のマネジメントして行っていくべきであると考えておりますので、引き続きそのような体制をとるよう、管理職につきましては奨励といたしますか、叱咤激励していきたいと存じております。

ただ、一方では、やはり、これは個別に原因がありましようが、残念ながら、課長級でありますとか、課長補佐級も含まれておりますが、何名か休みが続いておる職員もございませう。休みのとり方については、有給休暇の範囲内で取得しておる者等でございますが、それらにつきましては、基本的に、当然のことながら、私たち、誰がどのような状態であるかは把握しておりますし、その上司に当たる者にそれぞれ、「様子はどうなの」、「接触は図れないの」、こういったことはそれぞれ、当然のことながら、これは指示もしておりますし、言われる前から、それぞれの職員は対応しておるところでございます。

委員におかれましては、非常にご心配いただきまして申しわけなく思っておりますが、そういった対応はしておるところでございますが、やはり昨今、当市を取り巻くいろんな形のプレッシャーの中で、個別に原因はあるでしょうけれども、それぞれどこかにそのつらさを感じているところがあるのかなとも思ひます。ただ、これは組織全体で、逆に言ひますと、歯を食いしばって、それぞれの個々の勤務に精勤しておる大多数の職員が本日も出勤もしてくれているわけであり、彼らのモチベーションも維持させながら、しっかりと働いていただけるように、組織全体について引き続き目を配っていきたく存じております。

どこの課がおそくまで残っているとか、どの職員がおそくまで残りがちであるとか、そのあたりの状況につきましても、管理職の方では当然つかんでおりますし、新庄庁舎におきましては、私、いつも帰りに各課をのぞいて帰りますので、こちらについては大体つかんでおります。残念ながら、出先機関、あるいは當麻庁舎側については不十分なところもございませうが、できるだけそちらについても、時々ふらっと実は時間外にあらわれて、各課を回って帰ったりしておりますので、そのあたりも含めて、私ではなくて、他のそれぞれの所掌の管理職も当然そういったことは把握しておりますが、そういった形で日々職員の勤務状況を把握しながら、冒頭申し上げましたように、職員の能力には今は経験も含めて差はありましようが、それぞれの職員において負担感については、できるだけ公平を保てるように、仕事の割り振り等、あるいはいろんな日々のOJTも含めて支援をしていくという体制を引き続きとってまいりたいと思ひますし、それにつきましては再度、しかるべき場で申し上げますけれども、もう一度、庁内で各部長、各課長にはしっかりと取り組んでいただけるように確認をしたいと思っております。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 副市長の立場で答弁をしていただきました。今おっしゃるようなことを現実にきちっとできているというのであれば、私もそんな言い方もしないと思ひます。確かに副市長おっしゃるように、当然、職員としては、みんな助け合いもしていく、これは当然やと思ひます。しかし、その辺が今本当にできているのかどうかということがあるんで、失礼な言い方したかわからんけれども、そういうふうなことで、今、副市長がおっしゃるようなことをきちっとやっていたら、たとえ何ぼかでも、パート、嘱託も減らせるんじゃないかと思ひ、時間外手当も減ってくるんじゃないかなと思ひます。

休んでいる職員についても、きちっと把握していると、副市長、おっしゃってはるわけや

けども、我々聞く中で、やはりここへ勤務するのがかなんと。そら、休む人間も悪いですよ。しかし、そういうことを、さっき言うたように、なぜそんな環境になったんかということも、やっぱり親切に、先ほど言うたように同じ家族として扱うとしたら、管理職の人らもきちっとやってもらったら、復帰もしやすい。ところが、やっぱり2カ月も3カ月も休んだら、なかなか復帰しにくい。そういうこともありますんで、その辺を説得するようなつもりで、ひとついろんな指導をしてやってほしいというふうに思います。

みんな、副市長おっしゃるように、職員というのはかわいいもんやし、みんな公平です。これは当然のことやと思います。職員も、今言われたプレッシャーがかかって、とてもついていけへんという職員もおりますやろ。これはその人の性格にもよりますが、そこらはいいところを導き出して指導してやってもらえたらなというふうに思っています。

増田委員長 先ほどの人事評価のご答弁はまだですね。

前村課長。

前村人事課長 人事評価の件について説明させていただきます。これまでも平成22年から試行的にも実施をしており、平成31年度の人事評価を平成32年度からの勤勉手当の成績率に反映すべく、これから進めていきます。

増田委員長 ほかにございませんか。

松林副委員長。

松林副委員長 先ほど、さまざまな事情を抱えて休んでおられる職員さんもおられるということで、最近、ちょっと話題になっておるといいますか、注目されていることは、知的労働、そして肉体労働、いろいろありますけれども、最近は精神労働というこういう分け方をして、その該当される職種というのは、行政の職員さんとか、看護師さんとか、いろんな思いを抱えながらも笑顔で対応しなければならない、ここら辺の、やっぱり非常にストレスを抱える部分がありまして、ここら辺の心のケアといいますか、これが非常に大事になってきていると、このように言われております。葛城市におきましても、やはりそういう心のケア、こういう部分にやっぱり光を当てていただいて、ちょっと考えていただければなど、このように思います。

私の今、提案させていただきましたけども、こういう部分については対応とか、考えていられるお気持ちはありますか。

増田委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。松林副委員長から、非常にありがたいご示唆をいただいておりますので、そのお言葉も胸にとめながら、しっかりと人事管理、対応について取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

増田委員長 松林副委員長。

松林副委員長 ぜひとも、これ、具体的な形で考えていただきたいなど。今後、非常に大事になってくる部分ではなかろうかなと、このように思います。ぜひとも具体的な形で考えていただけるように、よろしく願い申し上げます。

増田委員長 飯島部長。

飯島企画部長 企画部の飯島でございます。

既に取り組んでいることがございますので、ちょっと簡単に答弁させていただきますと、毎年、健康診断のときに、メンタルチェックというのも並行して職員にやってもらっておりまして、そこである程度問題性が見られた職員に対しては、担当医との面談の機会を設けるようにすることによって、心のケアにも配慮している状態でございます。

以上でございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

梨本委員。

梨本委員 では、22ページ。5款農林商工費の1項農業費の3目農業振興費、19節経営体育成交付金事業補助金、これが311万9,000円減額になっておりますけれども、この減額理由が1点と、もう一点は、その下の23ページ、3項商工費なんですけれども、ちょっとここには上がっていないんですけれども、今回、補正の話ですので、これ、どこまで聞いていいのかというもあるんですけれども、2目の観光費の中の19節に入ってくるかと思うんですけれども、当初予算では観光協会補助金、420万円計上されていると思うんですね。この中には、今年の花火大会の助成が300万円入っているというふうに認識しております。今年、花火大会が開催されなかったというところで、今回の補正予算の中でこの減額ということが入ってくるかなというふうに思っておったんですけれども、その辺の経緯をちょっと聞かせていただけますでしょうか。2点よろしくお願いします。

増田委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願いたします。

今回、5号補正予算として計上させていただいております、農業振興費の経営体育成交付金事業でございますが、平成30年9月4日の台風21号によりまして発生した災害でございますが、県の事業におきまして、被災農業者向け経営体育成支援事業といたしまして、5経営体、7企業におけます被災したパイプハウス、鶏舎、牛舎等に対しまして、営農を再開される農業者に対する支援の事業が創設されました。補助率といたしましては、国が12分の6、県が12分の1、市が12分の1、残り個人負担が12分の4となっております、国・県・市の合計438万1,000円を計上させております。

同じく、経営体育成事業補助金の経営体育成支援事業でございますが、当初予算に3件、750万円を計上させていただいておったわけでございますが、今回、事業の採択が見送られまして750万円の減額、被災農業者向け経営体育成支援事業と合計いたしまして、負担311万9,000円の減額を計上させていただいております。

以上でございます。

増田委員長 池原部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。よろしくお願いたします。

ただいまご質問ありました観光協会、花火に対する補助金の考え方でございます。確かに、7月に花火等はいろんな諸問題等で、その時点で中止となったと。今回、減額補正という形

も1つあったんですけれども、今、花火につきましては、今年度は中止という方向なんですけれども、次年度に向けて実施という形の中で各関係団体とも今、調整中でございます。

ただ、今年度の300万円については、3月で減額補正をさせていただく予定をしております。

以上でございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは、予算書の12ページの過年度支出金、300万円計上されているんですけども、当初予算1,300万円、これ、還付金で、法人、固定、市、県民税というふうに分かれていると思うんですけども、この300万円についてはどの部分になるのか、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

それと、時間もなくて、農林関係の、いつも聞きます繰り越し、いわゆる土地改良事業で市単独あるいは団体営、それぞれ土地改良で2,459万円、団体営で2,000万円、繰り越ししているわけやけど、今の執行状況はどうなっているのか。

それと、治山施設災害復旧3,000万円、農業災害復旧費9,684万4,000円とこうなるとるわけやけど、繰り越しされて、もう今12月になっていますので、皆、執行済みになっているんかということですね。

それと、いつも言います平成30年度の予算計上されているわけやけど、もう今12月になっているんで、執行状況、どういうふうになっているんかということをお聞きしたいと思います。

続いて、建設課、それぞれ、道路橋りょう費、繰り越し160万円、道路新設改良費1,774万8,000円、尺土駅前1億1,751万9,000円、国鉄・坊城1億1,279万1,000円、それぞれ繰り越しをされている。前に同じことを聞いとるわけやけど、建設課についても繰り越し分が全て執行済みになっておるのか。それと、いわゆる今年の平成30年分ですね。執行状況はどうなっているんかということをお聞きしたいと思います。

増田委員長 米田課長。

米田税務課長 税務課の米田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

岡本委員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。過年度支出金の300万円の補正の内容ということでございます。過年度の支出金におきましては、過去の決算額から当初予算額を見込むには大変見込みづらいところでございまして、過去経年的に1,200万円の当初予算額を計上させていただいていたところでございますが、平成30年度の当初予算におきましては1,300万円の予算を計上させていただいたところでございます。現時点におけます執行予定額が約1,290万円となっているところでございまして、今後、年度末までの数カ月間におきましても、年明けから始まります確定申告等によりまして、個人住民税の過年度還付額が発生すると見込んでいるところでございます。したがって、300万円の根拠といたしまして、過去5年間の10月から3月までの半年間のデータを根拠に300万円程度の還付額の実績があることから、このたびの補正をお願いさせていただいているものでございます。

以上でございます。

増田委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願いたします。

平成29年度からの繰り越しの事業でございますが、災害関係、治山の方も農業災害の方もございましたが、今現在、まだ工事をしている部分もございますが、執行中でございますので、これから努力してまいりたいと思います。平成30年度に関しましても、今現在、執行中で、これから努力して完成に向けて頑張っていこうと考えております。

以上でございます。

増田委員長 松本課長。

松本建設課長 建設課の松本でございます。よろしくお願いたします。

ただいまの平成29年度からの繰り越しの進捗状況でございますが、道路維持費につきましては完了しております。道路新設改良費につきましても、委託料につきましても完了しております。それと、尺土駅前整備事業につきましても、委託料については完了しております。国鉄・坊城線につきましては、現在、工事継続中でございます。当然、工事の方は発注して、工事をしておるところでございます。あと、それと、平成30年度の予算につきましても、努力をして完成、執行する予定でございますので、よろしくお願いたします。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 過年度分についてはわかりました。市・県民税がふえるであろうと、こういう見込みですね。わかりました。

農林の方も、今、執行中という話をしておられるわけで、もちろん3月までに終わったらええということですが、特に、この繰り越分ですね。いわゆる繰り越しの残が出ないような努力をしてもらいたいということと、土地改良事業には答弁なかったわけやけども、この土地改良事業についても、笛吹は完了はしているけども、ほかの池の関係も全部完了しとることやな。

それと、農林については繰り越し少ないわけやけども、もう今、新年度予算編成に入っておられると思うので、とりあえず、今の時期には決算見込み、どの目も立てておられるというふうに思っています。ですから、今、執行中ということもわからんことないわけやけども、いわゆる繰り越しのしないような対応をしてもらいたい。特に、建設課については、繰り越し繰り越しで来ているので、繰り越しの事業を消化しようと思えば、当該年度、なかなか手をつけられない、こういうのが実態ですのですね。その辺がどういうふうにしたら繰り越しが解消できるんか。これも理事者の方にお願をして、いわゆる技術職の配置をふやしてもらったら解消になるんか。いやいや、もう技術職をふやしてもなかなかその解消はできませんとなるんかね。その辺もよく検討していただいて、繰り越しをできるだけしない形で事業を進めてもらいたい。せっかく単年度で、こんだけの費用要りますよということで予算計上されているわけですので、当該年度で執行してもらいたいというふうに思います。

いろいろいつも同じことを言いますが、ひとつよろしくお願申し上げたいと思います。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第63号議案の関係部分を採決いたします。

本案の関係部分を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第63号の関係部分は原案どおり可決することに決定をいたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が終了をいたしました。

引き続き、本委員会の所管事項の調査案件についてでございます。

初めに、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

増井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部長の増井でございます。よろしくお願いをいたします。

ただいま案件となっております尺土駅前周辺整備事業に関する事項につきまして、報告をさせていただきます。

現在、尺土駅前周辺整備事業につきましては、南側の歩道、車道部分の整備を10月末に竣工いたしまして、その後、11月末に舗装の方の工事も完了をさせていただきます。駅前から東側につきましてはおおむね完成をしたところでございます。なお、9月にて補正をお願いいたしました部分につきまして、今、発注をし、排水路の整備並びに北側歩道の街灯2基、そして、近鉄敷地との隣接する箇所のフェンスの工事を発注したところで、本年度の完了に向けて、これから工事に入らせていただきます。

なお、未買収の用地等の交渉につきましては、間もなく1件の交渉がまとまり、契約の方向となっております。残り2件につきましても、先週に交渉に行かせていただきまして、引き続き、鋭意努力してまいりたいと思っております。

報告は以上でございます。

増田委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんでしょうか。

岡本委員。

岡本委員 今、尺土駅前で1件契約見込みということになるわけやけど、契約の時期、いつごろ契約できるんか。それはもうはっきり言えるんかどうか。

増田委員長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 ただいまの岡本委員のご質問でございます。契約につきましては、12月中に契約

ということで、今、お話をさせていただいております。

以上でございます。

増田委員長 ほかにございませんか。

岡本委員。

岡本委員 12月の契約ということやけど、建物が建つとると思うわけやけども、この分で、平成30年度の予算で前払金を払う。あとは繰り越しということになると思うんやけども、3月末までに絶対取り壊しをしないといけないので、契約してもらった後、本当にやかましく言うていかんと、契約したが3月までできませんでしたというのはえらいことになるから、事故繰りにならないようにそこだけきちっとやってもらいたいというふうに思います。

増田委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、本件につきましては、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、国鉄・坊城線整備事業に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

増井都市整備部長 都市整備部の増井でございます。

ただいま案件となっております国鉄・坊城線整備事業に関する事項について、ご報告をさせていただきます。

この事業につきましては、9月議会でも説明をさせていただきましたとおり、現在、国道から東側の交差点までと、国道から西側のイムラ封筒南側部分の工事を施工いたしております。当初、2月末の竣工の予定でございましたが、地下埋設物、水道管の移設、また、それ以外の電柱等の移設などの状況により、若干工事の進捗がおくれておまして、1カ月ほどの工期延長をお願いを今しておるところでございます。一応、3月末までには完了するというので、今、工事の方の進捗を図っておるところでございます。

なお、用地買収につきましても、先般から少し回らせていただいておりますが、引き続き、用地交渉については鋭意努力をしまいたいというふうに思っております。

以上、報告とさせていただきます。

増田委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようでございますので、本件につきましても、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、行財政改革に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、今回、理事者から報告事項は特にないということでございますので、委員の皆様方から、何か確認事項等がございましたら、お受けをしたいと思っております。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、本件につきましても、本日はこの程度にとどめたいと思います。

最後に、公共バス運行についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告を願います。

高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いします。

葛城市のコミュニティバスの利用状況についてご報告申し上げます。

平成30年度4月から10月までの利用状況につきましては、運行日数が213日、1日当たり利用者は、環状線ルートが87.55人、ミニバスルートが42.05人、合計129.6人でございました。

平成29年度の利用状況と比較いたしますと、平成29年度は環状線ルートが86.15人、ミニバスルートが47.14人で、合計133.29人でございまして、利用者につきましては、若干減少している状況でございます。

次に、平成30年度4月から10月の曜日別の利用状況でございますが、月曜日が3,420人、火曜日が4,699人、水曜日が4,320人、木曜日が3,930人、金曜日が4,381人、土曜日が3,454人、日曜日が3,399人となっております。ゆうあいステーション、いきいきセンター、大和高田市立病院の休みである土曜日、日曜日、月曜日が少ない傾向でございます。

次に、利用促進に向けての取り組みでございます。

平成28年11月より発行を行っております時刻表につきましては、今年度は9名の方に23件の時刻表を発行しております。主な利用先は、ゆうあいステーション2件、高田市立病院6件、尺土駅南口5件などとなっております。

また、スマートフォンアプリのナビタイムやジョルダンへのコミュニティバスの時刻表の情報を、平成29年9月より掲載いたしております。

さらに、コミュニティバスを利用していただいた方が運賃支払い済み証明を提示していただくことで特典を受けることができる「ぐるっとかつらぎ」企画も行っております。現在、協力店が10店となっております。今後も随時、協力店をふやしていき、利用者の増加につなげていきたいと考えております。

これらのサービス内容や期間については、葛城市ホームページに掲載しております。また、広報かつらぎ8月号、10月号におきまして、コミュニティバスの利用促進の特集記事を掲載して、市民の皆様への周知も行っております。

最後に、コミュニティバスにつきましては、現在、路線運行ルートや運行形態に係る全体的な見直し作業を、平成31年度中をめどに、葛城市地域公共交通活性化協議会におきまして検討しております。8月に開催されました葛城市地域公共交通活性化協議会におきまして、今後の公共交通に関するアンケート調査の実施について議論を行い、9月に市内在住の60歳以上の方を対象に、約3,000世帯に対して郵送によるアンケート調査を実施いたしました。最終の回収率は55.33%となり、現在、その集計作業を行っております。アンケート結果につきましては、この12月に行われる法定協議会によって報告させていただく予定にしております。

以上で報告を終わらせていただきます。

増田委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんでしょうか。

松林副委員長。

松林副委員長 今、地域公共交通協議会ということでお話もありましたけども、新しくデマンド型交通という、そういう方式を取り入れるに当たっては、これから幾度かのやっぱりこういう協議会を経て実現するのかなと思いますけれども、今、巡回バスの運転免許いいますか、営業免許、これは平成31年3月31日で一応、切れると伺っとるんですけども、そういうことも含めまして、新しい交通システム導入時期ですか、こういうのは大体いつごろになるのかなという、そういうところをお答えいただければ。

増田委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。ただいまの松林副委員長のご質問にお答えします。

まず、営業の方なんですけども、認可制ということで運輸支局に出しております、これについてはまた変更申請という形で継続する形になると思います。

それと、時期なんですけども、平成31年の10月をめどに新しい形態に移行するというところで、現在、進めております。

以上でございます。

増田委員長 松林副委員長。

松林副委員長 ありがとうございます。平成31年10月を大体めどにということを進めていただいておりますということで、私からの希望といたしまして、前からもいろんな事あるごと、言わせていただいておりますけれども、本当にお年寄りの使いやすい、年寄りはいり物と、役場に行っているんなら手順をすとか、お医者さんに行くことね。こういうきめの細かい利用ができるように、当然、乗降場とか、そういう部分も含めまして、本当に利便性のある、本当に使い勝手のいい、こういう公共交通実現に向けて取り組んでいただきたいという、このことをひとつよろしくお願い申し上げます。

増田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、本件につきましても、本日はこの程度にとどめたいと思います。

最後にお諮りをいたします。

尺土駅前周辺整備事業に関する事項について、国鉄・坊城線整備事業に関する事項について、行財政改革に関する事項について、及び公共バスの運行については、事業の進捗等に伴い、随時委員会を開催し、審査を必要とすることから、議長に対し、それぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、これら4件の調査事項については議長に対し、それぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたします。

以上で本日の審査事項は全て終了をいたしました。

ここで、委員外議員から発言の申し出があれば許可をいたします。

川村議員。

(川村議員の発言あり)

増田委員長 ほかにございませんか。

谷原議員。

(谷原議員の発言あり)

増田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

長時間にわたりまして、委員会進めてまいりました。委員の皆様方におかれましては、非常に貴重なご意見を頂戴いたしました。理事者側におかれましては、本日出ましたご意見、十分にご検討いただいて、事業に反映していただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、以上をもちまして閉会とさせていただきます。

閉 会 午後0時05分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 増 田 順 弘